

告 示

埼玉県告示第二百十五号

埼玉県議会令和三年二月定例会において議決された令和二年度埼玉県一般会計補正予算（第十四号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和三年三月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第14号）

令和2年度埼玉県一般会計の補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,423,606千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,498,199,342千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		3,567,449	269,644	3,837,093
	1 分担金	234,211	6,868	241,079
	2 負担金	3,333,238	262,776	3,596,014
9 国庫支出金		626,735,006	20,711,748	647,446,754
	2 国庫補助金	504,614,054	20,711,748	525,325,802
12 繰入金		90,088,947	132,113	90,221,060
	2 基金繰入金	78,383,163	132,113	78,515,276
13 繰越金		1,125,424	84,668	1,210,092
	1 繰越金	1,125,424	84,668	1,210,092
14 諸収入		39,229,191	588,433	39,817,624
	4 受託事業収入	3,573,730	588,433	4,162,163
15 県債		211,978,000	22,637,000	234,615,000
	1 県債	211,978,000	22,637,000	234,615,000
歳入合計		2,453,775,736	44,423,606	2,498,199,342

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		261,389,252	1,984,048	263,373,300
	1 公衆衛生費	224,837,876	1,984,048	226,821,924
6 農林水産業費		25,180,932	990,485	26,171,417
	4 林業費	4,682,714	80,000	4,762,714
	5 農地費	9,336,689	910,485	10,247,174
8 土木費		128,195,304	41,119,517	169,314,821
	2 道路橋りょう費	53,538,037	14,271,166	67,809,203
	3 河川費	37,020,292	22,412,184	59,432,476
	4 都市計画費	26,168,025	4,436,167	30,604,192
10 教育費		495,953,355	329,556	496,282,911
	4 高等学校費	103,035,404	223,000	103,258,404
	7 私立学校費	62,696,553	106,556	62,803,109
歳出	合計	2,453,775,736	44,423,606	2,498,199,342

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
6 農 林 水 産 業 費	4 林 業 費	治山事業費	80,000
	5 農 地 費	かんがい排水事業費	25,830
		ほ場整備事業費	70,455
		農地防災事業費	803,195
		団体営土地改良事業費	11,005
8 土 木 費	2 道 路 橋 り ょ う 費	社会資本整備総合交付金(橋りょう整備)事業費	875,000
	3 河 川 費	社会資本整備総合交付金(急傾斜地)事業費	70,000
	4 都 市 計 画 費	社会資本整備総合交付金(区画整理)事業費	462,000
		つくばエクスプレス沿線地域整備推進費	630,000
		社会資本整備総合交付金(公園)事業費	2,863,459

変 更

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金 (維持)事業費	68,000	社会資本整備総合交付金 (維持)事業費	3,956,720
		社会資本整備総合交付金 (交通安全)事業費	25,000	社会資本整備総合交付金 (交通安全)事業費	1,304,584
		道路改築事業費	130,000	道路改築事業費	230,000
		社会資本整備総合交付金 (改築)事業費	729,000	社会資本整備総合交付金 (改築)事業費	7,342,608
		社会資本整備総合交付金 (橋りょう維持)事業費	30,000	社会資本整備総合交付金 (橋りょう維持)事業費	1,051,254
	3 河 川 費	社会資本整備総合交付金 (河川)事業費	1,145,000	社会資本整備総合交付金 (河川)事業費	14,509,434
		床上浸水対策事業費	306,000	床上浸水対策事業費	2,006,000
		河川改修事業費	237,000	河川改修事業費	1,397,000
		社会資本整備総合交付金 (砂防)事業費	110,000	社会資本整備総合交付金 (砂防)事業費	887,750

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	4 都 市 計 画 費	社会資本整備総合交付金 (街 路) 事 業 費	825,000	社会資本整備総合交付金 (街 路) 事 業 費	1,305,708

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
街路改良事業	令 和 3 年 度	380,000

第4表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
治山事業	144,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	184,000		(補正前に同じ。)	
農業基盤整備事業	1,145,000	同	同上	同上	1,213,000		(同上)	
道路事業	6,429,000	同	同上	同上	12,807,000		(同上)	

直轄事業負担金	10,245,000	同	上	同	上	同	上	16,078,000	(同	上)
河川事業	6,363,000	同	上	同	上	同	上	14,263,000	(同	上)
砂防事業	502,000	同	上	同	上	同	上	945,000	(同	上)
街路事業	2,678,000	同	上	同	上	同	上	3,222,000	(同	上)
公園事業	329,000	同	上	同	上	同	上	1,760,000	(同	上)